

5,000万円未満)の県発注公共工事(応急工事等は係るものを除く)において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円(建築工事のみの場合にあっては6,000万円)以下の場合はこの限りではない。

#### 1-1-7 CORINSへの登録

1. 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

2. 請負者は、完成時に作成する工事实績情報としての「工事カルテ」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。

3. 請負者は、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、登録データを削除する。また、変更より工事請負代金額が500万円未満のものが、500万円以上になった場合は、速やかにデータ登録を行う。

#### 1-1-8 監督員及び支援技術者

1. 当該工事における本仕様書で規定されている監督員とは、複数監督員制の場合は「総括監督員」、「主任監督員」、「専任監督員」及び「補助監督員」を総称する。また、単数監督員制の場合は「監督員」及び「補助監督員」を総称する。これらの監督員については、全ての監督員が配置される場合、一部の監督員が配置される場合、兼務して配置される場合がある。請負者には主として主任監督員及び専任監督員が対応する。

2. これら監督員の標準的な業務分担は、別表のとおりとする。また、工事ごとに業務分担を定める場合は、別途通知するものとする。

表 1 - 3 - 2 トンネル工事中排出ガス対策型建設機械

機 種	備 考
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン (エンジン出力30kw以上260kw以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準 に排出ガス基準が定められている自 動車の種別で、有効な自動車検査賞 の交付を受けているものは除く。

1-1-34 工事中の安全確保

1. 請負者は、「土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達 平成21年3月31日)」、  
「建築工事安全施工技術指針(建設大臣官房官庁営繕部監督課長 平成7年5月25日)」及び「土木  
工事等施工技術安全指針(農林水産省構造改善局建設部長 平成6年11月1日)」、「建設機械施工安  
全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日、最終改正国土交通大臣官房技術  
調査課長・総合政策局建設施工企画課長 平成17年3月31日)」、「港湾工事安全施工指針(社)日本  
埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針(社)日本  
海上起重技術協会」、JISA 8972(斜面・法面工事中用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留  
意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
2. 請負者は、工事中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるよう  
な行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 請負者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達 平成5年1月12日)」を遵守し  
て災害の防止を図らなければならない。
4. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必  
要な措置を施さなければならない。
5. 請負者は、豪雨、出水、土石流、強風、波浪、高潮、その他天災に対しては、天気予報などに注  
意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
6. 請負者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合は、その区域に、  
柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
7. 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全  
を確保しなければならない。
8. 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工事期  
間、発注者名、工事請負者名及び両者の連絡先、電話番号及び現場代理人名を記載した標示板を設  
置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場  
合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
9. 請負者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
10. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工

6. 請負者は、表2-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。
7. 請負者は、ポストテンションのPC鋼線・PC鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々1回（1片）行わなければならない。
8. PC鋼材の試験はJIS Z 2241（金属材料引張試験方法）に準じて行い、試験結果を整備および保管し、監督員の請求があった場合には直ちに提示するとともに検査時までには監督員へ提出しなければならない。

表2-1 確認材料一覧

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外
塗料	塗料一般	
その他	再生骨材	
	レディーミクスコンクリート	JIS製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ぐい用レディーミクスコンクリート	JIS製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発注品	

注：アスファルト混合物事前審査制度により、事前にアスファルト混合物事前審査協議会が認定することにより、従来の工事毎・混合物毎に実施していた次に示す基準試験（配合設計含む）や試験練り等が省略できるものとする。

## 2-7-6 ボルト用鋼材

ボルト用鋼材は、次の規格に適合するものとする。

J I S B 1180 (六角ボルト)

J I S B 1181 (六角ナット)

J I S B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)

J I S B 1251 (ばね座金)

J I S B 1256 (平座金)

J I S B 1198 (頭付きスタッド)

J I S M 2506 (ロックボルト)

トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協会)(1983)

支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格(日本道路協会)(1971)

## 2-7-7 溶接材料

溶接材料は、次の規格に適合するものとする。

J I S Z 3201 (軟鋼用ガス溶接棒) 記号 G A、G B

J I S Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 D

J I S Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 D A

J I S Z 3221 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) 記号 D

J I S Z 3241 (低温用鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 D L

J I S Z 3251 (硬化肉盛用被覆アーク溶接棒) 記号 D F、D F M、D F C r  
D F W、D C o C r

J I S Z 3252 (鋳鉄用被覆アーク溶接棒) 記号 D F C

J I S Z 3312 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ)

J I S Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)

J I S Z 3315 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)

J I S Z 3320 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)

J I S Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ワイヤ)

J I S Z 3352 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接フラックス)

J I S Z 3316 (軟鋼及び低合金鋼用ティグ溶加棒及びソリッドワイヤ)

J I S Z 3321 (溶接用ステンレス鋼溶加棒及びソリッドワイヤ)

J I S Z 3323 (ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ)

J I S Z 3324 (ステンレス鋼サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ及びフラックス)

## 2-7-8 鉄線

鉄線は、次の規格に適合するものとする。

J I S G 3532 (鉄線) 記号 S W M

## 2-7-9 ワイヤロープ

ワイヤロープは、次の規格に適合するものとする。

J I S G 3525 (ワイヤロープ)

- J I S K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)
- J I S K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)
- J I S K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)

5. 請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。なお、開缶後に、請負者は、十分に攪拌したうえ、すみやかに使用しなければならない。
6. 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、請負者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。
7. 鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。
  - (1) 「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月(社)日本道路協会)によるC-5系を基本とする。
  - (2) 一般環境に架設する場合は、20年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。  
なお、使用材料等については、監督員の承諾を受けるものとする。
  - (3) I系の塗り替えについては、監督員と協議するものとする。

## 第14節 道路標識及び区画線

### 2-14-1 道路標識

標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、次の規格に適合するものとする。

#### (1) 標 識 板

- J I S G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)
- J I S G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)
- J I S K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)
- J I S H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)
- J I S K 6718-1 (プラスチック - メタクリル樹脂板 - タイプ、寸法及び特性 - 第1部: キャスト板)
- J I S K 6718-2 (プラスチック - メタクリル樹脂板 - タイプ、寸法及び特性 - 第2部: 押出板)

ガラス繊維強化プラスチック板 (F . R . P)

#### (2) 支 柱

- J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
- J I S G 3192 (熱間圧延形鋼の形状, 寸法, 質量, 及びその許容差)
- J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

#### (3) 補強材及び取付金具

- J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- J I S G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)
- J I S G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)
- J I S H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材)

## 第3章 一般施工

### 第1節 適用

1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積(張)工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 第2章 材料及び第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書( 共通編・ 鋼橋編 )・同解説	(平成14年3月)
日本道路協会	道路橋示方書( 共通編・ 下部構造編 )・同解説	(平成14年3月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	(平成2年11月)
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	(昭和49年7月)
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等	(平成2年9月)
日本薬液注入協会	薬液注入工法の設計・施工指針	(平成元年6月)
国土交通省	仮締切堤設置基準(案)	(平成22年6月)
環境庁	水質汚濁に係わる環境基準	(平成15年11月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	(平成18年11月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成12年3月)
日本道路協会	道路土工 軟弱地盤対策工指針	(平成19年6月)
日本道路協会	道路土工 要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工 切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工 擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工 仮設構造物工指針	(平成11年3月)

日本道路協会	道路土工 盛土工指針	(平成22年 4月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)
土木学会	舗装標準示方書	(平成19年 3月)
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和53年 7月)
建設業労働災害防止協会	ずい道工事等における換気測定技術指針(設計及び保守管理)	(平成17年 6月)
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成20年 3月)
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成 9年12月)
建設省	土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編]	(平成11年11月)
建設省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) [ボックスカルバート・擁壁編]	(平成11年11月)
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]	(平成14年 1月)
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	(平成14年 1月)
建設省	道路付属物の基礎について	(昭和50年 7月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年 1月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年 5月)
農林水産省	土地改良事業計画設計基準(各編)	
農林水産省	土地改良事業標準設計(各編)	
農林水産省	土地改良事業計画指針(各編)	
農林水産省	土地改良事業設計指針(各編)	
林野庁	林道技術基準	
治山治水協会	治山技術基準解説(各編)	
厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成21年 4月)
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	(平成 4年10月)

### 第3節 共通的工種

#### 3-3-1 一般事項

本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、矢板工、法枠工、吹付工、植生工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、桁製作工、工場塗装工、コンクリート面の塗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 3-3-2 材料

1. 縁石工で使用するアスカーブの材料は、第1編 3-9-2 アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
2. 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第1編 2-9-2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。又、長尺物の縁石については J I S A 5308 (レディーミクストコンクリート) に準ずるものとする。
3. 小型標識工に使用する反射シートは、J I S Z 9117 (保安用反射シート及びテープ) または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。

下高は2 m程度として施工しなければならない。

15. 請負者は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。
16. 請負者は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。
17. 請負者は、控え板の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。
18. 請負者は、控え板の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え板側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。

### 3-3-5 法枠工

1. 法枠工とは、掘削（切土）または、盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものとする。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたは、モルタルによる吹付法枠を施工するものとする。
2. 請負者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。
3. 請負者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。
4. 請負者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、良く締固め整形しなければならない。
5. 請負者は、型枠の組立てにあたっては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。
6. 請負者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険のないように除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
7. 請負者は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなければならない。
8. 請負者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーバーを用いる場合は、滑り止めアンカーバーと枠が連結するよう施工しなければならない。
9. 請負者は、水抜き管の組立てにあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。
10. 請負者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点にアンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。
11. 請負者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計、施工指針（案）5.1プレキャスト枠工の施工（3）中詰め」に準じなければならない。また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。
12. 請負者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。
13. 請負者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落



16. 請負者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。
17. 請負者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。
18. 請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によるものとする。
19. 請負者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。
20. ラス張に使用する金網はヒシ形(2mm(14#)×50mmめっき仕様)で、その規格及び品質はJIS G 3552(ヒシ型金網)によるものとする。
21. 請負者は、特殊モルタル吹付工の施工にあたり、以下の各号の規定によらなければならない。
  - (1) 請負者は、モルタル等の示方配合に基づいた予備試験結果によって、現場配合が決定されたときは、配合報告書を監督員に提出しなければならない。
  - (2) 請負者は、吹き付け面が吸水性の岩の場合は、充分吸水させなければならない。
  - (3) 請負者は、鉄網は、吹付け厚の中位を確保し、かつ、鉄網の継手は、10cm以上重ねなければならない。
  - (4) 請負者は、吹き付けに当たっては、ノズルを原則とし、その先端を吹付面に対してほぼ直角になるよう保持して行わなければならない。
  - (5) 請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付の端部が次第に薄くなるよう施工し、これを吹き継ぐ場合は、この部分をよく清掃し、かつ、湿らせてから吹き付けなければならない。
  - (6) 請負者は、表面及び角の部分の吹付に当たっては、吹付速度を遅くして吹き付けなければならない。こて等で表面仕上げを行う場合は、吹付けた面とモルタル等との付着を良くするようにしなければならない。
  - (7) 請負者は、吹付けのり面の土質が土砂混じりの場合は、吹付けに際して吹付け圧により土砂が散乱しないよう、充分打ち固めなければならない。
  - (8) 請負者は、吹き付けに際しては、ほかの構造物を汚さないよう、また、はね返り物は速やかに処理してサンドポケットなどができないようにしなければならない。
  - (9) 請負者は、層に分けて吹付ける場合は、1層目の吹付けから30～60分たってから行うものとする。
  - (10) 請負者は、養生は、養生剤をモルタル表面の水光りが消えた直後に十分な量を縦及び横方向に対して各々2回以上むらのないよう散布して行わなければならない。  
なお、養生剤は、気象条件に適したものを選ばなければならない。

### 3-3-7 植生工

1. 種子散布工は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付工は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材(土、木質繊維等)または有機基材(バーク堆肥、ピートモス等)等を厚さ3～10cmに吹付けるものとする。
2. 請負者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、設計図書に関して監督員

心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。

### 3-6-2 コルゲート管

- 1．基床は砂質土又は砂を原則とし、軟弱地盤の場合は、不等沈下等が起きないように十分注意しなければならない。
- 2．請負者は、コルゲート管布設の基床及び土被りについて、設計図書に基づき所定の寸法に仕上げなければならない。
- 3．請負者は、コルゲートパイプの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
- 4．請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、コルゲートパイプの予期しない沈下のおそれがある場合、あげこしを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- 5．請負者は、コルゲート管直径が1mを超える場合には、盛土又は埋戻しの際に、局部変形を生じないように仮支柱を施工する等の処置を講じなければならない。
- 6．請負者は、コルゲート管の裏込め土を十分締固めなければならない。特にパイプと基床とが接する管底細部は、突き棒などを用いて入念に締固めなければならない。

### 3-6-3 コンクリート管

遠心力鉄筋コンクリート管は、JIS A 5372の外圧管1種及び2種とする。請負者は設計図書に明示された場合を除き、B型管（ソケット管）を使用しなければならない。

### 3-6-4 プレキャストカルバート工（道路等）

- 1．請負者は、プレキャストカルバート工の設置については、設計図書によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員と協議のうえ指示による勾配で施工しなければならない。
- 2．請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。
- 3．請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工 - カルバート工指針 7-2-(2) 敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- 4．請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起らないように施工するものとする。
- 5．請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、請負者の責任と費用負担で取換えなければならない。

### 3-6-5 現場打カルバート工

- 1．請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
- 2．請負者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ま

## 第4章 土工

### 第1節 適用

1. 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、治山土工、道路土工、農業農村整備土工、林道土工、港湾土工、漁港土工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 第2章 材料の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路土工 施工指針	(平成15年4月)
日本道路協会	道路土工 要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工 軟弱地盤対策工指針	(平成19年6月)
日本道路協会	道路土工 切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工 盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工 土質調査指針	(平成11年7月)
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル	(平成16年9月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
国土交通省	堤防余盛基準について	(昭和44年1月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成12年2月)
国土開発技術研究センター	河川土工マニュアル	(平成21年4月)
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年6月)
国土交通省	発生土利用基準	(平成18年8月)
農林水産省	土地改良事業計画設計基準(関係各編)	
	土地改良事業標準設計(関係各編)	
	土地改良事業計画指針(関係各編)	
	土地改良事業設計指針(関係各編)	
林道技術基準		
治山治水協会	治山技術基準解説(各編)	

### 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工・治山土工・農業農村整備土工・港湾土工・漁港土工

#### 4-3-1 一般事項

1. 本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工・治山土工・農業農村整備土工・港湾土工、漁港土工として、掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、作業残土処理工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 地山の土及び岩の分類は、表4-1によるものとする。

請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督員の確

(14) ひずみとり

請負者は、溶接によって部材の変形が生じた場合プレス又はガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。

ただし、ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表6 - 10によるものとする。

表6 - 10 ガス炎加熱法等による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

鋼 種		鋼材表面温度	冷 却 法
調 質 鋼 ( Q )		750 以下	空冷または空冷後600 以下で水冷
熱加工制 御鋼(TMC)	C e q > 0.38	900 以下	空冷または空冷後500 以下で水冷
	C e q ≤ 0.38	900 以下	加熱直後水冷または空冷
そ の 他 の 鋼 材		900 以下	赤熱状態からの水冷を避ける

$$Ceq = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14} + \left( \frac{Cu}{13} \right) (\%)$$

ただし、( ) の項はCu ≤ 0.5 ( % ) の場合に加えるものとする。

(15) 仮組立て

請負者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できるものとする。

請負者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件により、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

請負者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部又は連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。

請負者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督員の承諾を得た上で補修しなければならない。

請負者は、仮組立てにかわる他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、仮組立てを部分的に行ったり、省略することができるものとする。ただしその場合は、監督員の承諾を得るものとする。

仮組立て検査

請負者は、あらかじめ仮組立て方法、計測方法について、直接仮組立てを行う場合又は、仮組立てを他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合のいずれかについて計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

また、直接仮組立てを行う場合は、発注者の立会のもとに、仮組立て検査を行わなければ

表 6 - 14 塗布禁止条件

	気温 ( )	湿度 ( R H % )
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上
耐熱プライマー	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 )	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 )	5以下, 20以上	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上
エポキシM10塗料	10以下	85以上
エポキシM10塗料 ( 低温用 )	5以下, 20以上	85以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上
ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上
ガラスフレーク含有塗料用 ( エポキシ樹脂 ) ガラスフレーク含有塗料用 ( ビニルエステル樹脂 )	5以下	85以上
ガラス繊維強化プラスチック ( FRP )	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ	10以下	85以上
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5以下	85以上
シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上
シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上

注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

- 4 . 請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度 1 種を行わなければならない。
- 5 . 請負者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。
- 6 . 請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。
- 7 . 請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。

( 1 ) 塗布作業時の気温・湿度の制限

	気温 ( )	湿度 ( R H % )
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上
耐熱プライマー	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 )	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 )	5以下, 20以上	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上
エポキシM10塗料	10以下	85以上
エポキシM10塗料 ( 低温用 )	5以下, 20以上	85以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上
ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上
ガラスフレーク含有塗料用 ( エポキシ樹脂 ) ガラスフレーク含有塗料用 ( ビニルエステル樹脂 )	5以下	85以上
ガラス繊維強化プラスチック ( FRP )	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ	10以下	85以上
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5以下	85以上
シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上
シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上

注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

- ( 2 ) 降雨等で表面が濡れているとき。
  - ( 3 ) 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。
  - ( 4 ) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
  - ( 5 ) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
  - ( 6 ) その他監督員が不適と認めたとき。
10. 請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。

# 第2編 河川・水路編

## 第1章 築堤・護岸

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工等、第5節 軽量盛土工の規定によるものとする。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第1編 第3章 第10節 地盤改良工、第12節 構造物撤去工、第13節 仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
5. 請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
6. 請負者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。
7. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月）  
三重県 自然に配慮した川づくりの手引き（案）

### 第3節 護岸基礎工

#### 1-3-1 一般事項

本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 1-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 1-3-3 基礎工

1. 基礎工の施工については、第1編 3-4-3 基礎工（護岸）の規定によるものとする。
2. 請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督員が指示した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

#### 1-3-4 矢板工

矢板工の施工については、第1編 3-3-4 矢板工の規定によるものとする。

## 第3章 樋門・樋管・水路工

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工等、第1編第2章第5節軽量盛土工の規定によるものとする。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第3章第10節地盤改良工、第12節構造物撤去工、第13節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
5. 請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成22年6月）
建設省	河川砂防技術基準（案）	（平成9年10月）
（財）国土開発技術研究センター	柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）
国土交通省	機械工事共通仕様書（案）	（平成19年3月）
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（平成22年4月）

### 第3節 樋門・樋管本体工

#### 3-3-1 一般事項

1. 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。
3. 請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 請負者は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。
5. 請負者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
6. 請負者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。  
なお、請負者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。



## 第4章 水 門

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）橋梁足場等設置工（鋼管理橋）コンクリート管理橋上部工（PC橋）コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）橋梁付属物工（コンクリート管理橋）橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工、仮設工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工、第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 河川土工、軽量盛土工は、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工等、第1編第4章 第5節 軽量盛土工の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成22年6月）
ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）	（平成21年6月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（共通編 コンクリート橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（共通編 下部構造編）	（平成14年3月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（平成22年4月）
国土交通省	機械工事塗装要領（案）・同解説	（平成22年4月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）

### 第3節 工場製作工

#### 4-3-1 一般事項

本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、鑄造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 4-3-2 材 料

1. 請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認とし下記によるものとする。

表 4 - 9 塗装禁止条件

塗装の種類	気温 ( )	湿度 ( RH% )
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上
耐熱プライマー	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 )	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 )	5以下, 20以上	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上
エポキシMIO塗料	10以下	85以上
エポキシMIO塗料 ( 低温用 )	5以下, 20以上	85以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上
ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上
ガラスフレーク含有塗料用 ( エポキシ樹脂 ) ガラスフレーク含有塗料用 ( ビニルエステル樹脂 )	5以下	85以上
ガラス繊維強化プラスチック ( FRP )	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ	10以下	85以上
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5以下	85以上
シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上
シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上

注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いるものとする。

- ( 2 ) 降雨等で表面が濡れているとき。
- ( 3 ) 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。
- ( 4 ) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
- ( 5 ) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
- ( 6 ) その他監督員が不相当と認めるとき。

11. 請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければ

## 第5章 堰

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋） 橋梁足場等設置工（鋼管理橋） コンクリート管理橋上部工（PC橋） コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋） コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋） 橋梁付属物工（コンクリート管理橋） 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋） 付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工、第1編 第4章 第3節 河川土工、海岸土工、砂防土工等、第1編 第4章 第5節 軽量盛土工、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
4. 請負者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
5. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。
6. 請負者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）の規定によらなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）	（平成21年6月）
国土開発技術研究センター	ゴム引布製起伏堰技術基準（案）	（平成12年10月）
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成22年6月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（共通編 コンクリート橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（共通編 下部構造編）	（平成14年3月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（昭和60年2月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）

### 第3節 工場製作工

#### 5-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、プレブーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、仮設材製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定め

## 第6章 排水機場

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本体内工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工等、第1編第4章第5節軽量盛土工、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
4. 請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
5. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）	（平成21年6月）
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成22年6月）
河川ポンプ施設技術協会	揚排水ポンプ設備技術基準（案）（同解説）	（平成13年）
河川ポンプ施設技術協会	揚排水ポンプ設備設計指針（案）（同解説）	（平成13年）

### 第3節 機場本体内工

#### 6-3-1 一般事項

1. 本節は、機場本体内工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体内工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、機場本体内工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。
3. 請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 請負者は、機場本体内工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

#### 6-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。
2. 請負者は、基礎下面の土質が不適當の場合には、その処理について監督員と協議しなければならない。

## 第7章 床止め・床固め

### 第1節 適用

- 1．本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2．河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工等、第1編 第4章 第5節 軽量盛土工、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
- 3．本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
- 4．請負者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
- 5．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

国土交通省

仮締切堤設置基準（案）

（平成22年6月）

### 第3節 床止め工

#### 7-3-1 一般事項

- 1．本節は、床止め工として、作業土工、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2．請負者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・項の規定によらなければならない。
- 3．請負者は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
- 4．請負者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。
- 5．請負者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。
- 6．請負者は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。  
また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。

## 第9章 河川修繕

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工等、第1編 第4章 第5節 軽量盛土工、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編及び本編第1章～7章の規定によるものとする。
4. 請負者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。
5. 請負者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
6. 請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)	(平成21年6月)
河川ポンプ施設技術協会	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	(平成13年)

### 第3節 腹付工

#### 9-3-1 一般事項

本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 9-3-2 覆土工

覆土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 9-3-3 植生工

植生工の施工については、第1編 3-3-7 植生工の規定によるものとする。

### 第4節 側帯工

#### 9-4-1 一般事項

本節は、側帯工として縁切工、植生工その他これに類する工種について定めるものとする。

#### 9-4-2 縁切工

1. 縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、設計図書によらなければならない。
2. 縁切工のうち、じゃかごの施工については、第1編 3-7-1 かご工の規定によるものとする。

# 第3編 海岸編

## 第1章 堤防・護岸

### 第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港区域以外の海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端工被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 海岸土工は第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工等、軽量盛土工は第1編 第4章 第5節 軽量盛土工、地盤改良工は第1編 第3章 第10節 地盤改良工、構造物撤去工は第1編 第3章 第12節 構造物撤去工、仮設工は第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
4. 請負者は、海岸工事の施工にあたっては、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。
5. 請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
6. 請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
7. 請負者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土木学会	海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）	（昭和51年12月）
土木学会	水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）	（平成3年5月）
農林水産省、国土交通省	海岸保全施設の技術上の基準について	（平成16年3月）
海岸保全施設技術研究会	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（平成16年6月）

### 第3節 護岸基礎工

#### 1-3-1 一般事項

1. 本節は、護岸基礎工として作業土工、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。
3. 請負者は、護岸基礎の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。

4．請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

5．請負者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。

## 第8節 裏法被覆工

### 1-8-1 一般事項

1．本節は、裏法被覆工として石積（張）工、コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、法枠工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2．請負者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させなければならない。

3．請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。

4．請負者は、裏法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。

5．請負者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、その処理方法について監督員と協議しなければならない。

### 1-8-2 石積（張）工

石張り・石積み工の施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。

### 1-8-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第1編 3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

### 1-8-4 コンクリート被覆工

請負者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。

### 1-8-5 法枠工

法枠工の施工については、第1編 3-3-5 法枠工の規定によるものとする。

## 第9節 カルバート工

### 1-9-1 一般事項

1．本節は、カルバート工としてプレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2．請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 **7-1基本方針**、道路土工**要綱 2-7排水施設の施工**の規定によらなければならない。

3．本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。

### 1-9-2 材料

請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが、記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 **4-4使用材料**、**4-5許容応力度**の規定によらなければならない。



### 1-9-3 プレキャストカルバート工

1. 請負者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。
3. 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工 - カルバート工指針 7-2-(2) 敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合は、ソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。
5. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

## 第10節 排水構造物工

### 1-10-1 一般事項

本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、集水柵工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

### 1-10-3 側溝工

請負者は、側溝及び側溝蓋の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

### 1-10-4 集水柵工

請負者は、集水柵の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

### 1-10-5 管渠工

1. 請負者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
2. 請負者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。
3. 請負者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工にあたっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。
4. 請負者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
5. 請負者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。

## 第2章 突堤・人工岬

### 第1節 適用

1. 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 海岸土工は、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工等、軽量盛土工は第1編 第4章 第5節 軽量盛土工、仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
4. 請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。
5. 請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
6. 請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
7. 請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土木学会	海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）	（昭和51年12月）
土木学会	水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）	（平成3年5月）
農林水産省、国土交通省	海岸保全施設の技術上の基準について	（平成16年3月）
海岸保全施設技術研究会	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（平成16年6月）

### 第3節 突堤基礎工

#### 2-3-1 一般事項

1. 本節は、突堤基礎工として作業土工、捨石工、吸出し防止工その他、これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。
3. 請負者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。

#### 2-3-2 材料

1. 突堤基礎工に使用する捨石は、第3編 1-3-2 材料の規定によるものとする。
2. 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。
3. 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、第3編 1-4-2 材料の規定によるものとする。

## 第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）

### 第1節 適用

- 1．本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2．仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
- 3．本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
- 4．請負者は、海岸工事の施工に際し、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。
- 5．請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
- 6．請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
- 7．請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土木学会	海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）	（昭和51年12月）
土木学会	水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）	（平成3年5月）
農林水産省、国土交通省	海岸保全施設の技術上の基準について	（平成16年3月）
海岸保全施設技術研究会	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（平成16年6月）

### 第3節 海域堤基礎工

#### 3-3-1 一般事項

- 1．本節は、海域堤基礎工として捨石工、吸出し防止工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2．請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。
- 3．請負者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。

#### 3-3-2 材料

- 1．海域堤基礎工に使用する捨石は、第3編 1-3-2 材料の規定によるものとする。
- 2．吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。
- 3．吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第3編 1-4-2 材料の規定によるものとする。

# 第4編 砂防・地滑り防止編

## 第1章 ダム

### 第1節 適用

1. 本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリートダム工、鋼製ダム工、護床工・根固め工、砂防ダム付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工の規定によるものとする。
3. 砂防土工は、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工等の規定によるものとする。
4. 軽量盛土工は、第1編 第4章 第5節 軽量盛土工の規定によるものとする。
5. 仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
6. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
7. 請負者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書（ダム・コンクリート編）	（平成20年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成20年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成17年12月）

### 第3節 工場製作工

#### 1-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として鋼製ダム製作工、鋼製ダム仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編 1-1-5 施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。
4. 第1編 6-1-1 一般事項の規定によるものとする。

10. 請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗いするものとする。
11. 請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (1) 塗装禁止条件は、表1 - 5に示すとおりとする。

表1 - 5 塗装禁止条件

塗装の種類	気温 ( )	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上
耐熱プライマー	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 (水中部用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低音用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低音用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低音用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低音用)	5以下, 20以上	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上
エポキシMIO塗料	10以下	85以上
エポキシMIO塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上
ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上
ガラスフレーク含有塗料用 (エポキシ樹脂) ガラスフレーク含有塗料用 (ビニルエステル樹脂)	5以下	85以上
ガラス繊維強化プラスチック (FRP)	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ	10以下	85以上
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5以下	85以上
シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上
シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上

注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

## 第2章 流路工

### 第1節 適用

1. 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 砂防土工は、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工・治山土工等の規定によるものとする。
3. 軽量盛土工は、第1編 第4章 第5節 軽量盛土工の規定によるものとする。
4. 仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
5. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
6. 請負者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物土工指針	(平成11年3月)

### 第3節 流路護岸工

#### 2-3-1 一般事項

本節は、流路護岸工として作業土工、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積み擁壁工、石積み擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 2-3-2 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、第4編 1-4-2 作業土工の規定によるものとする。

#### 2-3-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、第4編 1-4-2 埋戻し工の規定によるものとする。

#### 2-3-4 基礎工（護岸）

基礎工（護岸）の施工については、第1編 3-4-3 基礎工（護岸）の規定によるものとする。

#### 2-3-5 コンクリート擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 2-3-6 ブロック積み擁壁工

ブロック積み擁壁工の施工については、第1編 3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

## 第3章 斜面对策

### 第1節 適用

1. 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭・アンカー工、斜面对策付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 砂防土工は、第1編 第4章 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工等の規定によるものとする。
3. 軽量盛土工は、第1編 第4章 第5節 軽量盛土工の規定によるものとする。
4. 仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
5. 請負者は、施工中工事区域内に新たに亀裂等異常が認められた場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。
6. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

全国治水砂防協会	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成19年9月)
全国特定法面保護協会	のり砕工の設計施工指針	(平成18年11月)
日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工 - カルバート指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工 - 盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工 - 切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針	(平成11年3月)
土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	(平成15年11月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成12年3月)
PCフレーム協会	PCフレームアンカー工法 設計・施工の手引き	(平成17年7月)
斜面防災対策技術協会	地すべり鋼管杭設計要領	(平成20年5月)
斜面防災対策技術協会	地すべり対策技術設計実施要領	(平成19年12月)

### 第3節 法面工

#### 3-3-1 一般事項

本節は、法面工として植生工、吹付工、法砕工、筋工、伏工、柵工、かご工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。

# 第6編 道路編

## 第1章 道路開設・改良

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工、道路土工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工、地盤改良工、軽量盛土工、石・ブロック積（張）工、構造物撤去工、仮設工は、第1編 第4章 第4節 道路土工、第3章 第10節 地盤改良工、第4章 第5節 軽量盛土工、第3章 第5節 石・ブロック積（張）工、第12節 構造物撤去工、第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準，同解説	（平成12年3月）
日本道路協会	道路土工 要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 擁壁工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 盛土工指針	（平成22年4月）
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	（平成12年9月）
(社)全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	（平成18年11月）
日本道路協会	落石対策便覧	（平成12年6月）
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成17年12月）
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	（平成12年2月）
土木研究センター	補強土（テ・ルアルメ）壁工法設計施工マニュアル第3回改訂版	（平成15年11月）
土木研究センター	多数アンカ - 式補強土壁工法設計・施工マニュアル	（平成14年10月）
日本道路協会	道路防雪便覧	（平成2年5月）
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）	（平成16年12月）
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）



### 第3節 工場製作工

#### 1-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、遮音壁支柱製作工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 工場製作については、第1編第6章第1節工場製作工の規定によるものとする。

#### 1-3-2 遮音壁支柱製作工

1. 支柱（H型鋼）の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の2種（S S 400）又はこれと同等品以上とする。
2. 支柱の外観・形状・寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延型鋼の形状・寸法・重量及びその許容差」に規定するH型鋼とする。
3. 支柱及び取付材の金具及びストッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種（HD Z 55）以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種（HD Z 35）以上の防錆処理を行わなければならない。
4. 鋼管杭の材料は、JIS A 5525（STK 400）又はこれと同等品以上とする。
5. 請負者は、支柱の製作加工にあたっては、設計図書によるものとするが、特に製作加工図を必要とする場合は、監督員の承諾を得なければならない。
6. 請負者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
7. 請負者は、孔あけについては、設計図書に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。  
なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取らなければならない。
8. 工場塗装工の施工については、第1編 6-1-4 工場塗装工の規定によるものとする。

### 第4節 法面工

#### 1-4-1 一般事項

1. 本節は、法面工として、植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、法面の施工にあたって、道路土工 切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編、道路土工 - 盛土工指針 5-6盛土のり面の施工、のり枠工の設計・施工指針 第5章 施工、グラウンドアンカー設計・施工基準，同解説 第7章 施工の規定によらなければならない。  
これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

#### 1-4-2 植生工

植生工の施工については、第1編 3-3-7 植生工の規定によるものとする。

#### 1-4-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第1編 3-3-6 吹付工の規定によるものとする。

#### 1-4-4 法枠工

法枠工の施工については、第1編 3-3-5 法枠工の規定によるものとする。

#### 1-4-5 法面施肥工

1. 請負者は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す使用量を均一に施工しなければならない。

の他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 一般事項については、第1編 3-5-1 一般事項によるものとする。

#### 1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 1-6-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工および連結鉄筋継手については、第1編 3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

#### 1-6-4 石積（張）工

石積（張）工の施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。

### 第7節 カルバート工

#### 1-7-1 一般事項

1. 本節は、カルバート工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打カルバート工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 **7-1基本方針**、道路土工**要綱 2-7排水施設の施工**の規定によらなければならない。

3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。

#### 1-7-2 材料

請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが、記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 **4-4使用材料**、**4-5許容応力度**の規定によらなければならない。

#### 1-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 1-7-4 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編 3-4-4 既製杭工の規定によるものとする。

#### 1-7-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編 3-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

#### 1-7-6 現場打カルバート工

1. 請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、請負者は、これを変更する場合には、施工方法を監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編 3-3-1 一般事項第5項により施工しなければならない。
4. 請負者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

#### 1-7-7 プレキャストカルバート工

1. 請負者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。
3. 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工 - カルバート工指針 7-2-(2) 2) 敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 請負者は、プレキャストパイプカルバートの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。
5. 請負者は、プレキャストパイプカルバートの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

#### 1-7-8 防水工

1. 請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。
2. 請負者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。

### 第8節 排水構造物工(小型水路工)

#### 1-8-1 一般事項

1. 本節は排水構造物工(小型水路工)として、作業土工、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、現場打水路工、排水工(小段排水・縦排水)その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、道路土工要綱 2-7排水施設の施工の規定によらなければならない。
3. 請負者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を、良好に排出するよう施工しなければならない。

## 第2章 舗装

### 第1節 適用

- 1.本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2.道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第4章第4節道路土工、第1編第3章第10節地盤改良工及び第1編第3章第13節仮設工の規定によるものとする。
- 3.本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)
日本道路協会	道路土工 <b>要綱</b>	(平成21年6月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)
日本道路協会	舗装 <b>調査</b> ・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	(平成8年10月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
<b>国土交通省</b>	防護柵の設置基準の改定について	(平成16年3月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)
日本道路協会	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	(昭和62年1月)
建設省	道路付属物の基礎について	(昭和50年7月)
土木学会	舗装標準示方書	(平成19年3月)

### 第3節 舗装工

#### 2-3-1 一般事項

- 1.本節は、舗装工として、舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、

#### 2-3-12 ブロック舗装工

ブロック舗装工の施工については、第1編 3-9-8 ブロック舗装工の規定によるものとする。

### 第4節 排水構造物工（路面排水工）

#### 2-4-1 一般事項

1. 本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 排水構造物工（路面排水工）の施工にあたっては、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び第6編 2-4-3 側溝工、2-4-5 集水桝・マンホール工の規定によらなければならない。

#### 2-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 2-4-3 側溝工

1. 請負者は、L型側溝又はLO型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、設計図書又は監督員の指示する勾配で、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 請負者は、L型側溝及びLO型側溝、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の重量配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。
3. 請負者は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。

#### 2-4-4 管渠工

1. 請負者は、管渠の設置については、第6編 2-4-3 側溝工の規定によるものとする。
2. 請負者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、第6編 2-4-3 側溝工の規定によるものとする。
3. 請負者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

#### 2-4-5 集水桝・マンホール工

1. 請負者は、街渠桝の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、街渠桝及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の重量配合のモルタル等を用いて、漏水の生じないように施工しなければならない。
3. 請負者は、マンホール工の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
4. 請負者は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上がり等のないようにしなければならない。

#### 2-4-6 地下排水工

地下排水工の施工については、第6編 1-8-6 地下排水工の規定によるものとする。

#### 2-4-7 場所打水路工

場所打水路工の施工については、第6編 1-8-7場所打水路工の規定によるものとする。

#### 2-4-8 排水工（小段排水・縦排水）

排水工（小段排水・縦排水）の施工については、第6編 1-8-8 排水工（小段排水・縦排水）の規定によるものとする。

#### 2-4-9 排水性舗装用路肩排水工

- 1．請負者は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。
- 2．請負者は、排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工にあたっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。

### 第5節 防護柵工

#### 2-5-1 一般事項

- 1．本節は、防護柵工として、路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2．請負者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- 3．請負者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解設 4-1 施工の規定、道路土工要綱 第5章 施工計画の規定、及び第1編 3-3-11 路側防護柵工、3-3-10 防止柵工の規定によるものとする。

#### 2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 2-5-3 路側防護柵工

- 1．路側防護柵工の施工については、第1編 3-3-11 路側防護柵工の規定によるものとする。
- 2．請負者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は「視線誘導標設置基準同解説」（昭和59年 10月 社団法人日本道路協会）により取付けなければならない。防護柵の規格は、設計図書によるものとする。

#### 2-5-4 防止柵工

防止柵工の施工については、第1編 3-3-10 防止柵工の規定によるものとする。

#### 2-5-5 ボックスビーム工

- 1．請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合請負者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
- 2．請負者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。
- 3．請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、監督員と設計図書に関して協議して定めなければならない。
- 4．請負者は、ボックスビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

#### 2-5-6 車止めポスト工

1. 請負者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
2. 請負者は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。

#### 2-5-7 防護柵基礎工

1. 防護柵基礎工の施工については、第1編 5章の無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 請負者は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

### 第6節 標識工

#### 2-6-1 一般事項

1. 本節は、標識工として、小型標識工、大型標識工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、標識工の施工にあたって、道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工の規定、道路土工要綱 第5章 施工計画の規定、道路付属物の基礎についての規定、第1編 3-3-9 小型標識工の規定、3-3-3 作業土工の規定 3-13-5 土留・仮締切工の規定及び道路標識ハンドブックによらなければならない。

#### 2-6-2 材 料

1. 請負者は、標識工で使用する標識の品質規格は、第1編 2-14-1 道路標識の規定によるものとする。
2. 標識工に使用する錆止めペイントは、J I S K 5621(一般用錆止めペイント)からJ I S K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いるものとする。
3. 標識工で使用する基礎杭は、J I S G 3444(一般構造用炭素鋼管)S T K 400、J I S A 5525(鋼管杭)S K K 400及びJ I S G 3101(一般構造用圧延鋼材)S S 400の規格に適合するものとする。
4. 標識の加工は設計図書によるものとする。  
使用材料は表2 - 17に適合するものとし、耐久性に富み剥離・腐蝕等によって標識効果を妨げないものとする。

8. 請負者は、支柱の指定場所に三重県と標示板番号の表示ステッカー（図2-1）を貼らなければならない。この場合の文字は、封入レンズ型反射シートに黒字でプロセス印刷したものとする。

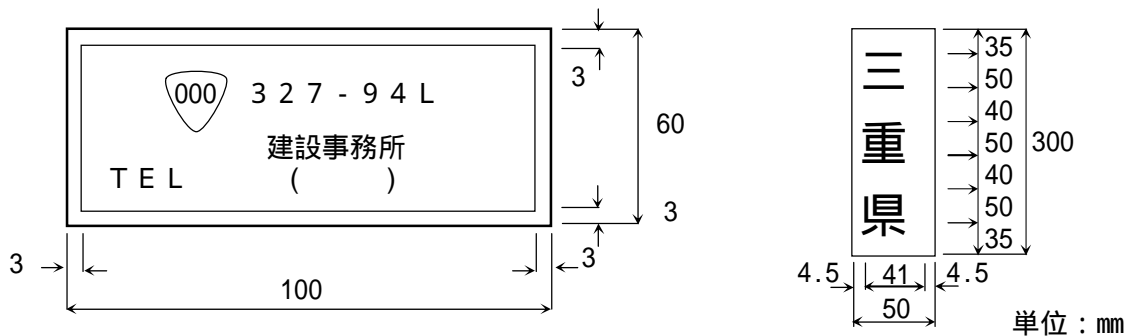


図2-1 表示ステッカー

#### 2-6-3 小型標識工

小型標識工の施工については、第1編 3-3-9 小型標識工の規定によるものとする。

#### 2-6-4 大型標識工

1. 請負者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。

#### 2-6-5 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 2-6-6 標識基礎工

小型標識の基礎工の施工については、砕石、ぐり石を施工する場合は、第1編 2-4-1 一般事項の規定によるものとする。

### 第7節 道路附属施設工

請負者は、道路附属施設工の施工にあたって、視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工の規定、道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工の規定、道路土工要綱の規定、道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工の規定、第1編 3-3-12 区画線工及び 3-3-8 縁石工の規定、3-3-13 道路附属物工の規定、第6編 2-9-4 境界工及び 2-10-3 道路植栽工の規定、2-11-4 踏掛版工、2-7-2 ケーブル配管工及び 2-7-3 照明工の規定によらなければならない。

#### 2-7-1 道路附属物工

1. 本節は、道路附属施設工として、境界工、道路附属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、道路附属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 道路附属物工の施工については、第1編 3-3-13 道路附属物工の規定によるものとする。



### 2-7-3 照明工

1. 請負者は、照明柱基礎の施工に際し、アースオーガにより掘削する場合は、掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。
2. 請負者は、アースオーガにより掘削を行う場合、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、監督員に報告し指示を受けなければならない。
3. 請負者は、照明柱の建込みについては、支柱の傾斜の有無に注意して施工しなければならない。

## 第8節 区画線工

### 2-8-1 一般事項

1. 本節は、区画線工として、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、区画線工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路土工要綱 第5章 施工計画の規定、第1編 3-3-12 区画線工の規定によらなければならない。

### 2-8-2 区画線工

1. 区画線工の施工については、第1編 3-3-12 区画線工の規定によるものとする。
2. 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」により施工するものとする。
3. 路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。
4. ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は、10%以下とする。

## 第9節 縁石工

### 2-9-1 一般事項

1. 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、縁石工の施工にあたって、道路土工施工指針の施工の規定によるものとする。

### 2-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

### 2-9-3 縁石工

縁石工の施工については、第1編 3-3-8 縁石工の規定によるものとする。

### 2-9-4 境界工

請負者は、境界工の施工にあたっては、第1編第 3-8-1 境界杭及び鋸の規定によるものとする。

1. 請負者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するように施工しなければならない。
2. 請負者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。
3. 請負者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督員に報告しなければならない。

4. 請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、監督員に報告するものとし、その処置について協議しなければならない。

#### 2-9-5 材料

境界工で使用する境界杭の材質は、第1編 2-9-2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。

### 第10節 道路植栽工

#### 2-10-1 一般事項

1. 本節は、道路植栽工として、道路植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、道路植栽工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、道路植栽工の施工にあたりについては、道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工の規定、道路土工要綱の規定、第10編 第2章 第1節 植栽工の規定によらなければならない。

#### 2-10-2 材料

1. 道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。
2. 道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状寸法を有するものとする。
3. 請負者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。

また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。

4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。

なお、ヤシ類の特殊樹にあつて「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。

5. 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であつて、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あつた場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹長とする。
6. 道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によるものとする。  
なお、施工前に監督員に品質証明等の確認を受けなければならない。
7. 道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によるものとする。
8. 道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材は、次のものと同等品以上を使用するものとする。
  - ・バーク堆肥 + 緩効性肥料（I B化成）または、下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）、なお、施工箇所の土壌及び植栽する樹木等の性質に留意し、経済性等を勘案の上、適切な土壌改良材を選定する。

## 第3章 橋梁下部

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工とそれに付随する工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工の規定によるものとする。
3. 道路土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編 第4章 第4節 道路土工、第1編 第4章 第5節 軽量盛土工及び第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 共通編・ 鋼橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 共通編・ 下部構造編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 耐震設計編）	（平成14年3月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（昭和60年2月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成17年12月）
日本道路協会	道路橋補修便覧	（昭和54年2月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成19年1月）
日本道路協会	杭基礎設計便覧	（平成19年1月）
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	（平成9年12月）
日本道路協会	道路土工 - 要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物指針	（平成11年3月）

### 第3節 工場製作工

#### 3-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編 1-1-5 施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

## 第4章 鋼橋上部

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩道橋本体工、鋼橋足場等設置工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工、仮設工は、第1編 第3章第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 共通編・ 鋼橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 耐震設計編）	（平成14年3月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（昭和60年2月）
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（昭和55年8月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成17年12月）
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成20年1月）
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）
日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	（平成3年7月）
日本道路協会	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	（昭和62年1月）
日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計指針	（平成14年3月）

### 第3節 工場製作工

#### 4-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、横断歩道橋製作工、鑄造費、アンカーフレーム製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編 1-1-5 施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合又は設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、鑄鉄品及び鑄鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズ又は著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。

表4 - 1 2 塗装禁止条件

塗装の種類	気温 ( )	湿度 ( RH % )
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上
耐熱プライマー	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 )	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 )	5以下, 20以上	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上
エポキシMIO塗料	10以下	85以上
エポキシMIO塗料 ( 低温用 )	5以下, 20以上	85以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上
ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上
ガラスフレーク含有塗料用 ( エポキシ樹脂 ) ガラスフレーク含有塗料用 ( ビニルエステル樹脂 )	5以下	85以上
ガラス繊維強化プラスチック ( FRP )	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ	10以下	85以上
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5以下	85以上
シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上
シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上

注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いるものとする。

- ( 1 ) 降雨等で表面が濡れているとき。
- ( 2 ) 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。
- ( 3 ) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
- ( 4 ) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
- ( 5 ) その他監督員が不相当と認めたとき。

14. 請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。

## 第5章 コンクリート橋上部

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、PC橋工、プレビーム桁橋工、PCホロースラブ橋工、RCホロースラブ橋工、PC版桁橋工、PC箱桁橋工、PC片持箱桁橋工、PC押出し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工の規定によるものとする。
3. 仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 共通編・ コンクリート橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 耐震設計編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）
日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	（平成6年2月）
日本道路協会	コンクリート道路橋施工便覧	（平成10年1月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成20年1月）
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）
日本道路協会	プレキャストブロック工法によるプレストレスト コンクリートTげた道路橋設計施工指針	（平成7年12月）
国土開発技術研究センター	プレビーム合成げた橋設計施工指針	（平成9年7月）

### 第3節 工場製作工

#### 5-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工、鋳造費その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、工場製作工の施工については、原寸、工作、溶接、仮組立に係わる事項を第1編 1-1-5 施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、それぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、又は設計図書について監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は、一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書について監督員の承諾を得るものとする。

土木学会	トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	(平成18年7月)
日本道路協会	道路トンネル観察・計測指針	(平成21年2月)
建設省道路	トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様	(昭和43年12月)
建設省	道路トンネル非常用施設設置基準	(昭和56年4月)
日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工-仮設構造土工指針	(平成11年3月)
建設労働災害防止協会	ずい道工事等における換気技術指針(設計及び保守管理)	(平成17年6月)
日本道路協会	道路トンネル安全施工技術指針	(平成8年10月)
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成20年3月)
林野庁	林道技術基準	(平成10年3月)

### 第3節 トンネル掘削工

#### 6-3-1 一般事項

本節は、トンネル掘削として、掘削工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 6-3-2 掘削工

1. 請負者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。  
また、余掘が生じた場合は、請負者はこれに対する適切な処理を行うものとする。
2. 請負者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。
3. 請負者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動により、その処置の必要が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
4. 請負者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。
5. 請負者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。
6. 請負者は、トンネル施工中における地山変状(断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等)が著しく、請負者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
  - (1) 掘削に伴う地山の補強、地山の改良等
  - (2) 支保パターンの変更
  - (3) 内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業
  - (4) 肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合
  - (5) 予期しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合
  - (6) 地質確認、湧水確認、水抜等による先進ボーリングが必要になった場合
  - (7) 変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合
7. 請負者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまで、トンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出(原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限り)、鋼アーチ支保工及びロックボルトの

## 第7章 トンネル(矢板)

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における道路土工、トンネル掘削工、支保工、覆工、インバート工、坑内付帯工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工は、第1編 第4章 第4節 道路土工、インバート工は、第6編 第6章 第6節インバート工、坑内付帯工は、第6編 第6章 第7節 坑内付帯工、仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めがない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
4. 請負者は、矢板工法による施工にあたっては、掘削後地山のゆるみが少ない時期に矢板と地山を密着させ、地山を安定させなければならない。
5. 請負者は、トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。
6. 請負者は、測点をトンネルの掘削進行に伴って工事中に移動しないよう、坑内に測点を設置しなければならない。
7. 請負者は、坑内に設置された測点のうち、請負者があらかじめ定めた測点において掘削進行に従い、坑外の基準点から検測を行わなければならない。
8. 請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
9. 請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、すみやかに監督員に報告するものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

建設省	道路トンネル技術基準	(平成元年5月)
日本道路協会	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	(平成15年11月)
土木学会	トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	(平成18年7月)
土木学会	トンネル標準示方書 開削工法・同解説	(平成18年7月)
日本道路協会	道路トンネル観察・計測指針	(平成21年2月)
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(平成13年10月)
建設省	道路トンネル非常用施設設置基準	(昭和56年4月)
建設省	道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様	(昭和43年12月)
建設業労働災害防止協会	ずい道工事等における換気技術指針	(平成17年6月)



日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路トンネル安全施工技術指針	(平成8年10月)
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成20年3月)
林野庁	林道技術基準	(平成10年3月)

### 第3節 トンネル掘削工

#### 7-3-1 一般事項

本節は、トンネル掘削として、掘削工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 7-3-2 掘削工

1. 請負者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。  
また、余掘が生じた場合は、請負者はこれに対する適切な処理を行うものとする。
2. 請負者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。
3. 請負者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。
4. 請負者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を検査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。
5. 請負者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまで、トンネル掘削を行わなければならない。ただし、地山の部分的な突出(原則として覆工の設計巻厚の1/3以内)は岩質が堅硬で、かつ、将来とも覆工の強度等に影響を及ぼすおそれのない場合に限り、設計図書に関して監督員の承諾を得て設計巻厚線内に入れることができるものとする。
6. 請負者は、トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書又は監督員の指示に従い、処理しなければならない。
7. 請負者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時まで監督員へ提出しなければならない。

### 第4節 支保工

#### 7-4-1 一般事項

1. 本節は、支保工として、鋼製支保工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、速やかに監督員に報告しなければならない。

#### 7-4-2 材 料

鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、S S 400材 相当品以上のものとする。

## 第8章 コンクリートシェッド

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工は、第1編 第4章 第4節 道路土工の規定によるものとする。
3. 仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 共通編・ コンクリート橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 共通編・ 下部構造編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 耐震設計編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路土工 - 要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針	（平成11年3月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成19年1月）
日本道路協会	杭基礎設計便覧	（平成19年1月）
日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	（平成6年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成20年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成20年3月）
日本道路協会	落石対策便覧	（平成12年6月）
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	道路防雪便覧	（平成2年5月）

### 第3節 プレキャストシェッド下部工

#### 8-3-1 一般事項

本節は、プレキャストシェッド下部工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。

## 第9章 鋼製シェッド

### 第1節 適用

1. 本章は、鋼製シェッド工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編第3章第11節工場製品輸送工、道路土工は、第1編第4章第4節道路土工、仮設工は、第1編第3章第13節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 共通編・ 鋼橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 共通編・ 下部構造編）	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 耐震設計編）	（平成14年3月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（昭和60年2月）
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（昭和55年8月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成17年12月）
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）
日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	（平成3年7月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成19年1月）
日本道路協会	杭基礎設計便覧	（平成19年1月）
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）
日本道路協会	道路土工 - 要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物指針	（平成11年3月）
日本道路協会	落石対策便覧	（平成12年6月）
日本道路協会	道路防雪便覧	（平成2年5月）

### 第3節 工場製作

#### 9-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、梁（柱）製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造費、工場塗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

## 第10章 地下横断歩道

### 第1節 適用

1. 本章は、地下横断歩道工事における仮設工、開削土工、地盤改良工、現場打ち構築工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第1編第3章第13節仮設工、地盤改良工は、第1編第3章第10節地盤改良工の規定によるものとする。  
なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年1月)
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	(平成22年3月)

### 第3節 開削土工

#### 10-3-1 一般事項

1. 本節は、開削土工として、掘削工、残土処理工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。
3. 請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認しなければならない。なお、埋設物が確認されたときは、布掘りまたはつば掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。
4. 請負者は、土留杭及び仮設工において、占有物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

#### 10-3-2 掘削工

1. 請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督員と協議するものとする。

#### 10-3-3 作業残土処理工

残土処理工については、第1編 4-3-9 残土処理工の規定によるものとする。

## 第15章 道路維持

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属物復旧工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工は第1編 第4章 第4節 道路土工、構造物撤去工は第1編 第3章 第12節 構造物撤去工、仮設工は第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編及び本編第1章～14章の規定によるものとする。
4. 請負者は、道路維持の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
5. 請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第1編 総則 1-1-52 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
6. 請負者は、常に監督員と連絡のとれる体制をとらなければならない。
7. 「共仕」第1編 1-1-2 用語の定義の13項のいう指示は、緊急を要するものについては口頭指示(無線電話等による指示を含む)とし、後日書面によるものとする。
8. 請負者は、道路維持作業にあたっては、監督員から指示があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。
9. 請負者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるものとし、跡片付け及び清掃を行わなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6日)
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)
日本道路協会	道路トンネル維持管理便覧	(平成5年11月)

#### 15-5-8 排水工

排水工の施工については、第 6 編 1-8-8 排水工（小段排水・縦排水）の規定によるものとする。

### 第 6 節 防護柵工

#### 15-6-1 一般事項

本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 15-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第 1 編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 15-6-3 路側防護柵工

路側防護柵工の施工については、第 1 編 3-3-11 路側防護柵工の規定によるものとする。

#### 15-6-4 防止柵工

防止柵工の施工については、第 1 編 3-3-10 防止柵工の規定によるものとする。

#### 15-6-5 ボックスビーム工

ボックスビーム工の施工については、第 6 編 2-5-5 ボックスビーム工の規定によるものとする。

#### 15-6-6 車止めポスト工

車止めポスト工の施工については、第 6 編 2-5-6 車止めポスト工の規定によるものとする。

#### 15-6-7 防護柵基礎工

防護柵基礎工の施工については、第 6 編 2-5-7 防護柵基礎工の規定によるものとする。

### 第 7 節 標識工

#### 15-7-1 一般事項

1．本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2．請負者は、標識工の施工にあたっては、第 6 編 2-6-1 一般事項の規定によるものとする。

#### 15-7-2 材 料

1．標識工で使用する標識の品質規格については、第 1 編 2-14-1 道路標識の規定によるものとする。

2．標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。

3．標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。

4．請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリップを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。

5．請負者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。

6．請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。

#### 15-7-3 小型標識工

小型標識工の施工については、第 6 編 2-6-3 小型標識工の規定によるものとする。

#### 15-7-4 大型標識工

大型標識工の施工については、第6編 2-6-4 大型標識工の規定によるものとする。

### 第8節 道路付属施設工

#### 15-8-1 一般事項

本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 15-8-2 材料

1. 標識工で使用する標識の品質規格については、第1編 2-14-1 道路標識の規定によるものとする。
2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用錆止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いるものとする。
3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管) STK400、JIS A5525(鋼管ぐい) SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材) SS400の規格に適合するものとする。
4. 請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリップを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
5. 請負者は、標識板の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
6. 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。

#### 15-8-3 境界工

境界工の施工については、第6編 2-9-4 境界工の規定によるものとする。

#### 15-8-4 道路付属物工

道路付属物工の施工については、第6編 3-3-13 道路付属物工の規定によるものとする。

#### 15-8-5 ケーブル配管工

ケーブル配管及びハンドホルの設置については、第6編 2-4-3 側溝工、2-4-5 集水桝・マンホール工の規定によるものとする。

#### 15-8-6 照明工

照明工の施工については、第6編 2-7-3 照明工の規定によるものとする。

### 第9節 擁壁工

#### 15-9-1 一般事項

本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 15-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 15-9-3 場所打擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、第1編 第5章 無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### 15-9-4 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第6編 1-5-6 プレキャスト擁壁工の規定によるものと

する。

## 第10節 石・ブロック積（張）工

### 15-10-1 一般事項

本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 15-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

### 15-10-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第1編 3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

### 15-10-4 石積（張）工

石積（張）工の施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。

## 第11節 カルバート工

### 15-11-1 一般事項

- 1．本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2．カルバートの施工については、道路土工 - カルバート工指針 7-1基本方針、道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設的设计、2-7 排水施設の施工の規定によるものとする。
- 3．本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。

### 15-11-2 材 料

プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定によるものとする。

### 15-11-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

### 15-11-4 場所打カルバート工

場所打カルバート工の施工については、第6編 1-7-6 場所打カルバート工の規定によるものとする。

### 15-11-5 プレキャストカルバート工

プレキャストカルバート工の施工については、第6編 1-7-7 プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

### 15-11-6 防水工

防水工の施工については、第6編 1-7-8 防水工の規定によるものとする。

## 第12節 法面工

### 15-12-1 一般事項

本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他こ



## 第17章 道路修繕

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工、道路土工は第1編 第4章 第4節道路土工、軽量盛土工は第1編 第4章 第5節 軽量盛土工、構造物撤去工は第1編 第3章 第12節構造物撤去工、仮設工は第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に定めのない事項については、第1編 共通編及び本編 第1章～14章の規定によるものとする。
4. 請負者は、道路修繕の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
5. 請負者は、工事期間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則 1-1-52 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	路上再生路盤工法技術指針案(案)	(昭和62年1月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)

### 第3節 工場製作工

#### 17-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、床版補強材製作工、桁補強材製作工、落橋防止装置製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編 1-1-5 施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に

### 17-6-3 縁石工

縁石工の施工については、第1編 3-3-8 縁石工の規定によるものとする。

## 第7節 防護柵工

### 17-7-1 一般事項

本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 17-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

### 17-7-3 路側防護柵工

路側防護柵工の施工については、第1編 3-3-11 路側防護柵工の規定によるものとする。

### 17-7-4 防止柵工

防止柵工の施工については、第1編 3-3-10 防止柵工の規定によるものとする。

### 17-7-5 ボックスビーム工

ボックスビーム工の施工については、第6編 2-5-5 ボックスビーム工の規定によるものとする。

### 17-7-6 車止めポスト工

車止めポスト工の施工については、第6編 2-5-6 車止めポスト工の規定によるものとする。

### 17-7-7 防護柵基礎工

防護柵基礎工の施工については、第1編 3-3-11 路側防護柵工の規定によるものとする。

## 第8節 標識工

### 17-8-1 一般事項

1．本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2．請負者は、標識工の施工にあたっては、第6編 2-6-1 一般事項 の規定によるものとする。

### 17-8-2 材料

1．標識工で使用する標識の品質規格については、第1編 2-14-1 道路標識の規定によるものとする。

2．標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。

3．標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。

4．請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。

5．請負者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。

6．請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。

### 17-8-3 小型標識工

小型標識工の施工については、第6編 2-6-3 小型標識工の規定によるものとする。

## 第12節 擁壁工

### 17-12-1 一般事項

本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 17-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

### 17-12-3 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第6編 15-9-3 場所打擁壁工の規定によるものとする。

### 17-12-4 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第6編 15-9-4 プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。

## 第13節 石・ブロック積（張）工

### 17-13-1 一般事項

本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 17-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

### 17-13-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第6編 15-10-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

### 17-13-4 石積（張）工

石積（張）工の施工については、第6編 15-10-4 石積（張）工の規定によるものとする。

## 第14節 カルバート工

### 17-14-1 一般事項

- 1．本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2．請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 7-1 基本方針、道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工の規定によらなければならない。
- 3．本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。

### 17-14-2 材 料

請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定によらなければならない。

### 17-14-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

### 17-14-4 場所打函渠工

場所打カルバート工の施工については、第6編 1-7-6 場所打カルバート工の規定によるものとする。

する。

#### 17-14-5 プレキャストカルバート工

プレキャストカルバート工の施工については、第6編 1-7-7 プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

#### 17-14-6 防水工

防水工の施工については、第6編 1-7-8 防水工の規定によるものとする。

### 第15節 法面工

#### 17-15-1 一般事項

1. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 法面の施工にあたって、道路土工 切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編、道路土工 - 盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

#### 17-15-2 植生工

植生工の施工については、第1編 3-3-7 植生工の規定によるものとする。

#### 17-15-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第1編 3-3-6 吹付工の規定によるものとする。

#### 17-15-4 法枠工

法枠工の施工については、第1編 3-3-5 法枠工の規定によるものとする。

#### 17-15-5 法面施肥工

法面施肥工の施工については、第6編 1-4-5 法面施肥工の規定によるものとする。

#### 17-15-6 アンカー工

アンカー工の施工については、第6編 1-4-6 アンカー工の規定によるものとする。

#### 17-15-7 かご工

かご工の施工については、第6編 1-4-7 かご工の規定によるものとする。

### 第16節 落石雪害防止工

#### 17-16-1 一般事項

1. 本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。  
ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに監督員に報告しなければならない。
3. 請負者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、監督員に報告し、設計図書に関して監督員の指示を受けなければならない。

#### 17-16-2 材 料

1. 請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、

# 第8編 下水道

## 第1章 管路

### 第1節 適用

1. 本章は、管路工事における管渠工（開削）、管渠工（小口径推進）、管渠工（推進）、管渠工（シールド）、マンホール工、特殊マンホール工、取付管及びます工、薬液注入工、付帯工、立坑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
3. 請負者は、ポンプ場、終末処理場施設の電気、機械、建築関係の施工にあたって、特に指定のない限り第9編建築編、第17編電気・機械設備編の規定により行わなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

#### （共通図書）

国土交通省	建設工事公衆災害防止対策要綱	（平成5年1月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）
国土交通省	コンクリート中の塩化物総量規制について	（昭和61年6月）
国土交通省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）
国土交通省	薬液注入工事に係わる施工管理について	（平成2年9月）
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成22年6月）
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	（平成14年5月）
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	（2001年版）
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	（2003年版）
土木学会	トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説	（2006年7月）
土木学会	トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説	（2006年7月）
土木学会	トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説	（2006年7月）
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（2008年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（2008年3月）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針（案）	（平成12年版）
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 - カルバート指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 - 盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会	道路土工 - 要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 - 軟弱地盤対策工指針	（平成19年6月）

## 第2章 処理場・ポンプ場

### 第1節 適用

1. 本章は、処理場、ポンプ場工事における敷地造成工、法面工、地盤改良工、本体作業土工、本体仮設工、本体築造工、場内管路工、吐口工、場内・進入道路工、擁壁工、場内植栽工、修景池・水路工、場内付帯工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種に適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
3. 請負者は、ポンプ場、終末処理場施設の電気、機械、建築関係の施工にあたって、特に指定のない限り第9節建築編、第17節電気・機械設備編の規定により行わなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

国土交通省	建設工事公衆災害防止対策要綱	(平成5年1月)
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)
国土交通省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和61年6月)
国土交通省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	(昭和49年7月)
国土交通省	薬液注入工事に係る施工管理等について	(平成2年9月)
国土交通省	仮締切堤設置基準(案)	(平成22年6月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
国土交通省	公共用緑化樹木品質寸法規格基準(案)	(平成15年6月)
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(2001年版)
日本下水道協会	下水道維持管理指針	(2003年版)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	(2004年版)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(1989年版)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(1997年版)
土木学会	コンクリート標準示方書(設計偏)	(平成20年3月)
土木学会	コンクリート標準示方書(施工偏)	(平成20年3月)
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針(案)	(平成12年版)
日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)

日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成 2 年 11 月）
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書	（平成 4 年 12 月）
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成 19 年 6 月）
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成 13 年 9 月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成 19 年 1 月）
日本道路協会	視聴覚障害者誘導ブロック設置指針・同解説	（昭和 60 年 9 月）
(社)日本圧接協会	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書	（2005 年）
国土交通省	公共建築工事標準仕様書	（平成 22 年 3 月）

### 第 3 節 敷地造成工

#### 2-3-1 一般事項

- 1．本節は、敷地造成工として掘削工、盛土工、法面整形工、作業残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2．地山の土及び岩の分類は、第 1 編 4-3-1 一般事項 表 4-1 及び表 4-2 によるものとする。  
請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された土質及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第 18 条第 1 項の規定により監督員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時まで監督員へ提出しなければならない。
- 3．請負者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。
- 4．請負者は、工事箇所工事目的物に影響を及ぼすおそれがあるような湧水が発生した場合には、処置方法等を監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は、応急処置を取った後、その取った措置を速やかに監督員に報告しなければならない。
- 5．請負者は、工事施工中については、雨水等の帯水を生じないように排水状態を維持しなければならない。
- 6．請負者は、発生土については、第 1 編 1-1-21 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。
- 7．請負者は、発生土処理にあたり処理方法、排水計画、場内維持等を施工計画書に記載しなければならない。
- 8．請負者は、発生土処分にあたり、発注者の指定した場所に運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土については、極力、再利用または再生利用を図るものとする。
- 9．請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、適正な方法により処理するものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議するものとする。
- 10．請負者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表 3 - 2 に従い施工しなければならない。

3. 請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、道路土工 - カルバート工指針 7-2(2) 2) 敷設工の規定によらなければならない。

これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して、事前に監督員の承諾を得るものとする。

4. 請負者は、プレキャストパイプの施工に当たり、ソケットのあるパイプの場合ソケットをカルバートの上流側又は高い側に向けて設置しなければならない。

ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部をモルタル等でコーキングし、漏水が起きないように施工するものとする。

5. 請負者は、プレキャストパイプの施工に当たり、管の一部を切断する必要がある場合、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。なお、損傷させた場合は、取り替えなければならない。

## 第9節 小型水路工

### 2-9-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

### 2-9-2 側溝工

1. 請負者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合、監督員と協議しなければならない。
2. 請負者は、側溝の施工について、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
3. 請負者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリーウム、自由勾配側溝の継目部の施工について、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。
4. 請負者は、コルゲートフリーウムの布設に当たり、砂質土または軟弱地盤が出現した場合、施工方法について事前に監督員と協議しなければならない。
5. 請負者は、コルゲートフリーウムの組立てに当たり、上流側又は高い側のセクションを下流側又低い側のセクションの内側に重ね合わせ、ボルトによる接合をフリーウム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。

また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

6. 請負者は、コルゲートフリーウムの布設に当たり、あげこしを行う必要が生じた場合、布設方法について事前に監督員と協議しなければならない。
7. 請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設について、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得るものとする。
8. 請負者は、側溝蓋の設置について、側溝本体及び路面に段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

### 2-9-3 管渠工

管渠の施工については、本章 2-8-5 プレキャストカルバート工の規定に準じるものとする。

### 2-9-4 集水柵工

1. 請負者は、集水柵の基礎について、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。



## 第5章 管水路工事

### 第1節 適用

#### 5-1-1 適用

本章は、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管、ダクティル鑄鉄管、鋼管の布設及びバルブ、可とう管、鋼製継輪の据付け、管水路の付帯構造物を設置する工種に適用するものとする。

### 第2節 一般事項

#### 5-2-1 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 農林水産省農村振興局
- (2) コンクリート標準示方書 (社)土木学会
- (3) JWWA K 139 (水道用ダクティル鑄鉄管合成樹脂塗料)
- (4) JWWA G 112 (水道用ダクティル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)
- (5) JWWA G 113 (水道用ダクティル鑄鉄管)
- (6) JWWA G 114 (水道用ダクティル鑄鉄異形管)
- (7) WSP 012 - 2010 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコ-ト)
- (8) WSP 009 - 2004 (水管橋外面塗装基準)
- (9) WSP 002 - 98 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)
- (10) WSP 004 - 2002 (水道用塗覆装鋼管梱包基準)
- (11) WSP A - 101 - 2005 (農業用プラスチック被覆鋼管)
- (12) WSP A - 102 - 2005 (農業用プラスチック被覆鋼管テ-パ付き直管の製作・施工指針)
- (13) FRPM - G - 1112 - 2006 (鋼製異形管) フィラメントワインディング成形管用
- (14) FRPM - G - 2112 - 2006 (鋼製異形管) 遠心力成形管用
- (15) JDP A Z 2010 (ダクティル鑄鉄管合成樹脂塗装)
- (16) JDP A W 04 (T形ダクティル管接合要領書)
- (17) JDP A W 05 (K形ダクティル管接合要領書)
- (18) JDP A W 06 (U形、U-Dダクティル管接合要領書)
- (19) JDP A W 07 (フランジ形ダクティル管接合要領書)
- (20) JIS A 5314 (ダクティル鑄鉄管モルタルライニング)
- (21) JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)
- (22) JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)
- (23) JIS G 3443 - 1 (水輸送用塗覆装鋼管 - 第1部:直管)
- (24) JIS G 3443 - 2 (水輸送用塗覆装鋼管 - 第2部:異形管)
- (25) JIS G 3443 - 3 (水輸送用塗覆装鋼管 - 第3部:外面プラスチック被覆)
- (26) JIS G 3443 - 4 (水輸送用塗覆装鋼管 - 第4部:内面エポキシ樹脂塗装)

2. 接着剤は、速乾性接着剤を使用し、T S 受口と管差し込み部外面に、刷毛で均一に塗布しなければならない。
3. 接着剤は、水、土砂等の異物が混入したものを使用してはならない。
4. 請負者は、管に接着剤を塗布後、ひねらず差し込み、接合後は一定時間（3 分間程度）挿入器等により挿入状態を保持し、管の抜け出しを防がなければならない。また、管内作業は、接着剤による溶剤蒸気を排除したうえで行うものとする。
5. 請負者は、管布設に当たり、気温 5 以下の低温、無理な応力の作用及び溶媒の存在の 3 要素が加わったときに、ソルベントクラッキングが発生するので、次の事項について注意し施工しなければならない。
  - (1) 接着剤は、作業に支障のない限りできるだけ薄く均一に塗布するものとする。
  - (2) 配管中及び配管後は管の両口を開け、風通しをよくするなどの措置を講じるものとする。
  - (3) 配管後は、即時埋戻しするよう心掛け、できない場合はシ - ト等を被せ、衝撃を避けるものとする。
  - (4) 無理な接合はしないこと。また、掘削溝の蛇行や溝底の不陸は、埋戻し後管に過大な応力を発生させ、溶接ガスの影響を受けやすいので、埋戻し、締固めなどにおいても細心の注意を払わなければならない。
6. ゴム輪継手を使用する場合は、本章 5-6-2 強化プラスチック複合管布設工 1 . 強化プラスチック複合管に準拠し施工するものとする。

#### 5-6-2 強化プラスチック複合管布設工

##### 1. 強化プラスチック複合管

- (1) 接合は、正接合を原則とし、接合部分に専用の滑剤を塗布し、砂、土、ごみなどが付着せず、ゴム輪が適正な状態で適正な位置にくるようにしなければならない。  
また、滑剤は、専用のものを適量使用し、ゴム輪の材質を劣化させるグリース等の油類を使用してはならない。
- (2) 請負者は、管の接合をレバーブロック等の引込み器具により引込み接合し、原則として管のソケットに差し口部を差し込むような方法で進めなければならない。
- (3) ゴム輪のはめ込みは、管芯を通し、ゴムのよじれが生じないよう十分に注意し、所定の位置まで挿入しなければならない。
- (4) 定置式ゴム輪は、なるべく布設現場において接合直前に取付けるものとし、ゴム輪は、使用直前まで屋内の暗所で可能な限り、低温の所に保管するものとする。
- (5) 請負者は、ゴム輪を設計図書に示す位置に固定する必要がある場合、接着剤の性質等に関する資料を監督員に提出しなければならない。  
また、このような措置を行った管は、なるべく短期間に施工しなければならない。やむを得ず長期にわたって保管する場合には、ゴムの劣化を防止するための措置を行わなければならない。
- (6) 切管は、それぞれの管種に合わせた管端の処理を行わなければならない。

##### 2. 鋼製異形管

- (1) 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM - G - 1112 - 2009 の規定によるものとする。据付については、本章 5-6-4 鋼管布設工の規定によるものとする。

- 6) 屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、W S P 009 - 2004に準拠する。
- 7) 現場溶接のための工場塗覆装除外幅は、設計図書に示されている場合を除き、次表を標準とする。

呼び径(mm)	除 外 幅(mm)	
	内 面	外 面
普通直管		
350 以下	80 (片面)	100 (片面)
400 ~ 700	80 (片面)	150 (片面)
800 ~ 1500	100 (片面)	150 (片面)
1600 ~ 3500	100 (片面)	200 (片面)
テーパ付き直管		
700 ~ 3500	100 (片面)	100 ~ 150 (片面)

## 2. 据 付

### (1) 据 付

- 1) 請負者は、据付けに当たり、監督員と十分打合せを行い、順序、方法等を定め、手違い、手戻りのないよう留意すること。
- 2) 請負者は、施工後検査困難となる箇所の据付けについて、事後確認が出来るよう資料写真等を整備し、施工しなければならない。
- 3) 請負者は、据付けの際、不適当な部材を発見した場合、監督員と協議し処置するものとする。
- 4) 据付けは、W S P 002 - 2010 及びW S P A - 102 - 2009 による。

### (2) 溶 接

- 1) 溶接棒は、第1編 2-7-7 溶接材料に示す規格に適合するものでかつ、母材に適合するものでなければならない。  
また、溶接棒の取り扱いは、W S P 002 - 2010 による。
- 2) 請負者は、現場溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類を、監督員に提出しなければならない。
- 3) 溶接方法、溶接順序、溶接機、溶接棒等詳細については、施工計画書に記載するものとする。
- 4) 屈曲箇所における溶接は、その角度に応じて管端を切断した後、開先を規定寸法に仕上げしてから施工するものとする。なお、中間で切管を使用する場合も、これに準じるものとする。
- 5) 請負者は、雨、雪又は強風時には、溶接を行ってはならない。  
ただし、防護施設等を設け、降雨、風雪を防ぐ場合は、この限りではない。
- 6) 現場溶接は、管路の一方から逐次施工することを原則とする。
- 7) 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、W S P 002 - 2010 及びW S P A - 102 - 2009 による。
- 8) 管と管の溶接に当たり、軸方向の溶接継手は、一直線にしてはならない。

( 3 ) 塗覆装

- 1 ) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条 1 . 工場製作 ( 3 ) 塗覆装の規定によるものとする。  
なお、呼び径 800mm 未満では人力による内面塗装を行わないものとする。
- 2 ) 継手溶接部の素地調整は 3 種ケレンとする。
- 3 ) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、W S P 012 - 2010 プラスチック系を基本とする。  
テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、W S P A - 102 - 2009 による。

塗 覆 装 仕 様	厚 さ
現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 ( W S P 012 - 2010 )	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上

- 4 ) 基礎材が砕石の場合に塗覆装の保護を目的とし、J W W A K 153 - 1999 に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。  
なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。

耐衝撃シート	厚さ	巻 き 方	固定バンド
ポリエチレンシート	1 mm 以上	管縦断方向はジョイントコートの幅以上とし、円周方向は 1.5 周巻き ( 1 周 + 上半周 ) とする。	シート 1 枚当たり 3 箇所以上ナイロンバンド等で固定する。

3 . 鋼製異形管

- ( 1 ) 鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の製作、据付けについては、本条 1 . 工場製作 ~ 2 . 据付の規定によるものとする。
- ( 2 ) ボルトの締付けについては、本章 5-6-2 強化プラスチック複合管布設工 2 . 鋼製異形管 ( 2 ) の規定によるものとする。

5-6-5 弁設置工

- 1 . 請負者は、弁類の設置に当たり、弁重量を構造物に伝達できる基礎構造とする。ただし、弁の固定については、5-2-2 ( 17 ) の規定によるものとする。
- 2 . 請負者は、弁類の設置に当たり、塗膜の欠損に注意するとともに、欠損した箇所については、同等以上の塗装を行わなければならない。

9. 請負者は、次の場合塗装を行ってはならない。

(1) 塗布作業時の気温、湿度の制限

塗装の種類	気温 ( )	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上
耐熱プライマー	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料 (水中部用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)	10 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低音用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低音用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低音用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低音用)	5 以下, 20 以上	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5 以下	85 以上
エポキシMIO塗料	10 以下	85 以上
エポキシMIO塗料 (低温用)	5 以下, 20 以上	85 以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上
ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0 以下	85 以上
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5 以下	85 以上
ガラスフレーク含有塗料用 (エポキシ樹脂) ガラスフレーク含有塗料用 (ビニルエステル樹脂)	5 以下	85 以上
ガラス繊維強化プラスチック (FRP)	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ	10 以下	85 以上
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5 以下	85 以上
シリコン系耐熱塗料	5 以下	85 以上
シリコン系汚熱塗料	5 以下	85 以上

注) \* 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いるものとする。

(2) 低温用の塗料に対する制限は上表において、気温については5 以下、20 以上、湿度については85%以上とする。

## 第8章 橋梁下部工事

### 第1節 適用

#### 8-1-1 適用

本章は、橋台、橋脚、擁壁、その他これらに類する工種について適用するものとする。

### 第2節 一般事項

#### 8-2-1 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- (社)日本道路協会 道路橋示方書・同解説( 共通編 鋼橋編)
- (社)日本道路協会 道路橋示方書・同解説( 共通編 下部構造編)
- (社)日本道路協会 道路橋示方書・同解説( 耐震設計編)
- (社)日本道路協会 鋼道路橋施工便覧
- (社)日本道路協会 道路橋支承便覧
- (社)日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧
- (社)日本道路協会 道路橋補修便覧
- (社)日本道路協会 杭基礎施工便覧
- (社)日本道路協会 杭基礎設計便覧
- (社)日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧
- (社)日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針
- (社)日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針
- (社)日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針
- (社)日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針

#### 8-2-2 一般事項

##### 1. 輸送工

請負者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。

##### 2. 作業ヤード整備工

(1) 請負者は、ヤード造成を施工するに当たり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成、整備しなければならない。また、必要に応じて上部工組立及び架設ヤードと適切な調整を図らなければならない。

(2) 請負者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、平坦に敷均さなければならない。

## 第10章 機場下部工事

### 第1節 適用

#### 10-1-1 適用

本章は、機場下部工事における機場本体工、燃料貯油槽工、遊水池工その他これに類する工種に適用するものとする。

なお、ポンプ及びその附属設備の製作据付工事は適用外である。

### 第2節 一般事項

#### 10-2-1 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

農林水産省農村振興局	土地改良事業計画設計基準	ポンプ場
(社)日本道路協会	杭基礎施工便覧	
(社)日本道路協会	杭基礎設計便覧	
(社)日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	
(社)日本道路協会	道路土工 - 盛土工指針	
(社)日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	
(社)日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	
(社)日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針	

#### 10-2-2 一般事項

1. 請負者は、河川敷地内への仮置及び仮設物設置等の一時利用に際しては、設計図書による関係法令を遵守し、施工しなければならない。
2. 請負者は、関連工事（ポンプ、附属設備の据付等）と施工上競合する部分については、施工業者相互で協議し協調し合うものとする。なお、軽微な事項は、施工業者相互の責任において処理するものとし、それ以外については監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、工事着手前に精密な測量を行い、基準点及び水準点を要所に設けなければならない。また、基準点等の保全に努めなければならない。
4. 請負者は、施工の支障となる基準点及び水準点については監督員と協議のうえ移設し、その成果を図面に示して提出しなければならない。
5. 請負者は、排水施設の設置に伴い、揚水量、地下水位、地盤の沈下等について観測記録を整理し、監督員に提出しなければならない。
6. 輸送工  
請負者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。

# 第14編 林道編

## 第1章 道路開設・改良

### 第1節 適用

1. 本章は、林道工事における工場製作工、道路土工、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、落石雪害防止工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工、地盤改良工、石・ブロック積（張）工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第4章第4節道路土工、第3章第10節地盤改良工、第4章第5節軽量盛土工、第3章第5節石・ブロック積（張）工、第12節構造物撤去工、第13節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土質工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準，同解説	（平成12年3月）
日本道路協会	道路土工 要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 擁壁工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 盛土工指針	（平成22年4月）
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	（平成12年9月）
(社)全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	（平成18年11月）
日本道路協会	落石対策便覧（改訂版）	（平成12年6月）
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成17年12月）
土木研究センタ-	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	（平成12年2月）
土木研究センタ-	補強土(テルアルメ)壁工法設計施工マニュアル第3回改訂版	（平成15年11月）
土木研究センタ-	多数アンカ-式補強土壁工法設計・施工マニュアル	（平成14年10月）
日本道路協会	道路防雪便覧	（平成2年5月）
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）	（平成16年12月）
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）
林野庁	林道技術基準	（平成10年3月）



2. 一般事項については、第1編 3-5-1 一般事項によるものとする。

#### 1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 1-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工および連結鉄筋継手については、第1編 3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

#### 1-5-4 石積（張）工

石積（張）工の施工については、第1編 3-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。

### 第6節 カルバート工

#### 1-6-1 一般事項

1. 本節は、カルバート工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打カルバート工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工の規定によらなければならない。

3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（P C管））をいうものとする。

#### 1-6-2 材料

請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが、記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定によらなければならない。

#### 1-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

#### 1-6-4 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編 3-4-4 既製杭工の規定によるものとする。

#### 1-6-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編 3-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

#### 1-6-6 現場打カルバート工

1. 請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。

2. 請負者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、請負者は、これを変更する場合には、施工方法を監督員に提出しなければならない。

3. 請負者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編 5-3-1 一般事項第7項により施工しなければならない。

4. 請負者は、足場の施工にあたって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その堅結方法に注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。

5. 請負者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

#### 1-6-7 プレキャストカルバート工

1. 請負者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。
3. 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工 - カルバート工指針 7-1(2) 2) 敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。
5. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

#### 1-6-8 防水工

1. 請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。
2. 請負者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。

### 第7節 排水施設工

#### 1-7-1 一般事項

1. 本節は排水施設工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝工、地下排水工、現場打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、排水施設工の施工にあたっては、道路土工 - 排水工指針 2 - 2 路面排水及び 3 - 5 地下排水施設の施工の規定によらなければならない。
3. 請負者は、排水施設工の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を、良好に排出するよう施工しなければならない。
4. 請負者は、排水施設工の施工にあたり、前後の構造物となじみよく取り付くようにしなければならない。
5. 請負者は、排水施設の基礎工を不等沈下を生じないように入念に施工しなければならない。
6. 請負者は、埋戻し及び盛土にあたっては、管きよ等を損傷しないように留意し、衝撃又は偏圧のかからないよう、良質土で左右均等に層状に十分締め固めなければならない。
7. 請負者は、盛土箇所、軟弱地盤箇所等沈下のおそれのある場合及び土被りが薄い場合は、監督員と協議し適切な処置を講じなければならない。
8. 請負者は、ソケット付きの管を使用するときは、呑口方向にソケットを向けなければならない。
9. 請負者は、管の布設にあたっては、その基礎工の上に通りよく丁寧に据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲は、コンクリート又は固練りモルタルを十分詰め込み、空隙あるいは漏

## 第2章 舗装

### 第1節 適用

- 1.本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2.道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第4章第4節道路土工、第1編第3章第10節地盤改良工及び第1編第3章第13節仮設工の規定によるものとする。
- 3.本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	簡易舗装要綱	(昭和54年10月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)
日本道路協会	道路土工 要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
建設省	防護柵の設置基準の改定について	(平成16年3月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)
日本道路協会	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	(昭和62年1月)
建設省	道路付属物の基礎について	(昭和50年7月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年度版)	(平成8年10月)
農林水産省	土地改良事業計画設計基準(各編)	
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
林野庁	林道技術基準	(平成10年3月)

## 第3章 橋梁下部

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工の規定によるものとする。
3. 道路土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編 第4章 第4節 道路土工、第3編 第2章 第11節 軽量盛土工及び第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書（ 共通編・ 鋼橋編 ）・同解説	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書（ 共通編・ 下部構造編 ）・同解説	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書（ 耐震設計編 ）・同解説	（平成14年3月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（昭和60年2月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成17年12月）
日本道路協会	道路橋補修便覧	（昭和54年2月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成19年1月）
日本道路協会	杭基礎設計便覧	（平成19年1月）
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	（平成9年12月）
日本道路協会	道路土工 - 要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物指針	（平成11年3月）
林野庁	林道技術基準	（平成10年3月）

### 第3節 工場製作工

#### 3-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編 1-1-5 施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目

## 第4章 鋼橋上部

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、支承工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工、仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書（ 共通編・ 鋼橋編 ）・同解説	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書（ 耐震設計編 ）・同解説	（平成14年3月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（昭和60年2月）
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（昭和55年8月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成17年12月）
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成20年1月）
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）
日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	（平成3年7月）
日本道路協会	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	（昭和62年1月）
日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計指針	（平成14年3月）
林野庁	林道技術基準	（平成10年3月）

### 第3節 工場製作工

#### 4-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、鑄造費、アンカーフレーム製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編 1 - 1 - 5 施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合又は設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、鑄鉄品及び鑄鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズ又は著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。

表 4 - 12 塗装禁止条件

塗装の種類	気温 ( )	湿度 ( RH % )
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上
耐熱プライマー	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 )	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 水中部用 ) ( 低音用 ) 変性エポキシ樹脂塗料 ( 大気部用 ) ( 低音用 )	5以下, 20以上	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上
エポキシMIO塗料	10以下	85以上
エポキシMIO塗料 ( 低温用 )	5以下, 20以上	85以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5以下	85以上
ポリウレタン樹脂塗料用上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5以下	85以上
ガラスフレーク含有塗料用 ( エポキシ樹脂 ) ガラスフレーク含有塗料用 ( ビニルエステル樹脂 )	5以下	85以上
ガラス繊維強化プラスチック ( FRP )	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ	10以下	85以上
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5以下	85以上
シリコン系耐熱塗料	5以下	85以上
シリコン系汚熱塗料	5以下	85以上

注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いるものとする。

- ( 1 ) 降雨等で表面が濡れているとき。
- ( 2 ) 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。
- ( 3 ) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
- ( 4 ) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
- ( 5 ) その他監督員が不相当と認めるとき。

15. 請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。

## 第5章 コンクリート橋上部

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、PC橋工、プレビーム桁橋工、PCホロースラブ橋工、RCホロースラブ橋工、PC版桁橋工、PC箱桁橋工、PC片持箱桁橋工、PC押出し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、木造橋工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工の規定によるものとする。
3. 仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書（ 共通編・ コンクリート橋編 ）・同解説	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋示方書（ 耐震設計編 ）・同解説	（平成14年3月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）
日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	（平成6年2月）
日本道路協会	コンクリート道路橋施工便覧	（平成10年1月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成20年1月）
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）
日本道路協会	プレキャストブロック工法によるプレストレスト コンクリートTげた道路橋設計施工指針	（平成7年12月）
国土開発技術研究センター	プレビーム合成げた橋設計施工指針	（平成9年7月）
日本道路協会	道路橋の塩害対策対策指針（案）・同解説	（昭和59年2月）
林野庁	林道技術基準	（平成10年3月）

### 第3節 工場製作工

#### 5-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工、鋳造費その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、工場製作工の施工については、原寸、工作、溶接に係わる事項を、施工計画書にそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示した場合、又は監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は、一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。な

## 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

建設省	道路トンネル技術基準	(平成元年5月)
日本道路協会	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	(平成15年11月)
日本道路協会	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説	(平成20年10月)
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(平成13年10月)
土木学会	トンネル標準示方書山岳工法編・同解説	(平成18年7月)
土木学会	トンネル標準示方書開削工法編・同解説	(平成18年7月)
土木学会	トンネル標準示方書シールド工法編・同解説	(平成18年7月)
日本道路協会	道路トンネル観察・計測指針	(平成21年2月)
建設省	道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様	(昭和43年12月)
建設省	道路トンネル非常用施設設置基準	(昭和56年4月)
日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年3月)
建設労働災害防止協会	ずい道工事等における換気技術指針(設計及び保守管理)	(平成17年6月)
日本道路協会	道路トンネル安全施工技術指針	(平成8年10月)
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成20年3月)
林野庁	林道技術基準	(平成10年3月)

## 第3節 トンネル掘削工

### 6-3-1 一般事項

本節は、トンネル掘削として、掘削工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 6-3-2 掘削工

1. 請負者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。  
また、余掘が生じた場合は、請負者はこれに対する適切な処理を行うものとする。
2. 請負者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。
3. 請負者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動により、その処置の必要が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
4. 請負者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。
5. 請負者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。



## 第7章 トンネル(矢板)

### 第1節 適用

1. 本章は、道路工事における道路土工、トンネル掘削工、支保工、覆工、インバート工、坑内付帯工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工は、第1編 第4章 第4節 道路土工、インバート工は、本編 第6章 第6節 インバート工、坑内付帯工は、本編 第6章 第7節 坑内付帯工、仮設工は、第1編 第3章 第13節 仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めがない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。
4. 請負者は、矢板工法による施工にあたっては、掘削後地山のゆるみが少ない時期に矢板と地山を密着させ、地山を安定させなければならない。
5. 請負者は、トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。
6. 請負者は、測点をトンネルの掘削進行に伴って工事中に移動しないよう、坑内に測点を設置しなければならない。
7. 請負者は、坑内に設置された測点のうち、請負者があらかじめ定めた測点において掘削進行に従い、坑外の基準点から検測を行わなければならない。
8. 請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時まで監督員へ提出しなければならない。
9. 請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、すみやかに監督員に報告するものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

建設省	道路トンネル技術基準	(平成元年5月)
日本道路協会	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	(平成15年11月)
日本道路協会	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説	(平成20年10月)
土木学会	トンネル標準示方書山岳工法・同解説	(平成18年7月)
土木学会	トンネル標準示方書開削工法・同解説	(平成18年7月)
日本道路協会	道路トンネル観察・計測指針	(平成21年2月)
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(平成13年10月)
建設省道路	トンネル非常用施設設置基準	(昭和56年4月)
建設省道路	トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様	(昭和43年12月)
建設業労働災害防止協会	ずい道工事等における換気技術指針	(平成17年6月)

日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路トンネル安全施工技術指針	(平成8年10月)
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成20年3月)
林野庁	林道技術基準	(平成10年3月)

### 第3節 トンネル掘削工

#### 7-3-1 一般事項

本節は、トンネル掘削として、掘削工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 7-3-2 掘削工

1. 請負者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。
- また、余掘が生じた場合は、請負者はこれに対する適切な処理を行うものとする。
2. 請負者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。
3. 請負者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。
4. 請負者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を検査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。
5. 請負者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまで、トンネル掘削を行わなければならない。ただし、地山の部分的な突出(原則として覆工の設計巻厚の1/3以内)は岩質が堅硬で、かつ、将来とも覆工の強度等に影響を及ぼすおそれのない場合に限り、設計図書に関して監督員の承諾を得て設計巻厚線内に入れることができるものとする。
6. 請負者は、トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書又は監督員の指示に従い、処理しなければならない。
7. 請負者は、タイヤ方式により運搬を行う場合、良好な路面が得られるよう排水に注意しなければならない。また、レール方式により運搬を行う場合、随時、軌道の保守点検を行い脱線等の事故防止を図るほか、トコ等の逸走防止等設備を設けるものとする。
8. 請負者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時まで監督員へ提出しなければならない。

### 第4節 支保工

#### 7-4-1 一般事項

1. 本節は、支保工として、鋼製支保工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、速やかに監督員に報告し

# 第15編 治山編

## 第1章 渓間工

### 第1節 適用

1. 本章は、治山工事の渓間工における工場製作工、治山土工、コンクリートダム工、鋼製ダム工、木製ダム、護岸工、流路工、護床工・根固め工、治山ダム付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 工場製品輸送工は、第1編 第3章 第11節 工場製品輸送工の規定によるものとする。
3. 軽量盛土工は、第1編 第4章 第5節 軽量盛土工の規定によるものとする。
4. 仮設工は、第1編 第3章 第13節及び本編 第7章 仮設工の規定によるものとする。
5. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書（ダム・コンクリート編）	（平成20年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成20年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ 共通編 鋼橋編）	（平成14年3月）
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成17年12月）
日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本治山治水協会	治山技術基準解説（総則・山地治山編）	

### 第3節 工場製作工

#### 1-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として鋼製ダム製作工、鋼製ダム仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編 1-1-4 施工計画書 第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
3. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。
4. 第1編 6-1-1 一般事項の規定によるものとする。

## 第3章 地すべり防止工

### 第1節 適用

1. 本章は、治山工事における治山土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭・アンカー工、斜面对策付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 軽量盛土工は、第1編 第4章 第5節 軽量盛土工の規定によるものとする。
3. 仮設工は、第1編 第3章 第13節及び本編 第7章 仮設工の規定によるものとする。
4. 請負者は、施工中工事区域内に新たに亀裂等異常が認められた場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。
5. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

全国治水砂防協会	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成19年9月)
全国特定法面保護協会	のり砕工の設計施工指針	(平成18年11月)
日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工 - カルバート指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工 - 盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工 - 切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針	(平成11年3月)
土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	(平成15年11月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成12年3月)
PCフレーム協会	PCフレームアンカー工法 設計・施工の手引き	(平成17年7月)
斜面防災対策技術協会	地すべり鋼管杭設計要領	(平成20年5月)
斜面防災対策技術協会	地すべり対策技術設計実施要領	(平成19年12月)
日本治山治水協会	治山技術基準解説(総則・山地治山編)	
日本治山治水協会	治山技術基準解説(地すべり防止編)	

### 第3節 地下水排除工

#### 3-3-1 一般事項

1. 本節は、地下水排除工として作業土工、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排

12 - 5 - 6 管水路工事

(ア) 管水路(コンクリート二次製品)ジョイント間隔管理規格値

規格	JIS A 5372 R C 管			JIS A 5732 R C 管(スペーサー用ゴムを添付)		
	B型及びT型			C型		
呼び径(mm)	標準値	良質地盤	軟弱地盤	標準値	良質地盤	軟弱地盤
150	6	+10 - 6	+5 - 6	-	-	-
200	6	+10 - 6	+5 - 6	-	-	-
250	6	+10 - 6	+5 - 6	-	-	-
300	6	+9 - 6	+4 - 6	-	-	-
350	6	+9 - 6	+4 - 6	-	-	-
400	8	+9 - 8	+3 - 8	-	-	-
450	8	+9 - 8	+3 - 8	-	-	-
500	8	+9 - 8	+3 - 8	8	+9 - 5	+3 - 5
600	8	+12 - 8	+5 - 8	8	+12 - 5	+5 - 5
700	8	+10 - 8	+4 - 8	8	+10 - 5	+4 - 5
800	8	+12 - 8	+5 - 8	8	+12 - 5	+5 - 5
900	8	+15 - 8	+7 - 8	8	+15 - 5	+7 - 5
1,000	10	+18 - 10	+8 - 10	10	+18 - 7	+8 - 7
1,100	10	+19 - 10	+9 - 10	10	+19 - 7	+9 - 7
1,200	10	+21 - 10	+11 - 10	10	+21 - 7	+11 - 7
1,350	10	+23 - 10	+12 - 10	10	+23 - 7	+12 - 7
1,500	8	+15 - 8	+7 - 8	-	-	-
1,650	8	+15 - 8	+7 - 8	-	-	-
1,800	8	+15 - 8	+7 - 8	-	-	-
2,000	8	+15 - 8	+7 - 8	-	-	-
2,200	8	+15 - 8	+7 - 8	-	-	-
2,400	10	+15 - 10	+7 - 10	-	-	-
2,600	10	+15 - 10	+7 - 10	-	-	-
2,800	10	+15 - 10	+7 - 10	-	-	-
3,000	10	+15 - 10	+7 - 10	-	-	-

注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。  
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。  
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。